

千葉市クラスター防止協力金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく措置として、該当施設の使用停止及びイベント開催の停止の協力を要請したことから、本市の社会経済活動に大きな影響を及ぼすおそれが生じている中で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防の観点から、不特定多数の人が利用し、クラスターが発生しやすい施設において新型コロナウイルス感染症感染患者が発生した場合に、施設名を公表するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に協力した事業者等に対し、予算の範囲内において、給付金を支給することにより、営業休止期間における施設の維持や、その後の円滑な再開に向けた経済活動の支援をするものとし、その内容に関しては、この要綱に定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者は、市内で次の各号すべてに該当する施設を運営している者で、第3条の支給要件を満たした者とする。

- (1) 原則として、不特定多数が利用する施設であること
- (2) 千葉県が特措法第24条第9項に基づく措置として、施設の使用停止及びイベント開催の停止の協力を要請した施設でないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者に該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (4) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (5) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (6) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し若しくは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (7) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (8) 前各号に準ずる行為を行う者
- (9) 市長が不相当と認める者

(支給要件)

第3条 従業員等において新型コロナウイルス感染症感染患者が発生し、次の各号のすべてについて承諾する場合に支給する。

- (1) 事業所（施設）名及び発生状況を公表すること

(2) 疫学調査等の協力をすること

2 前項の承諾は、千葉市保健所に書面にてその旨を報告し、受理されたものをいう。

(支給対象案件)

第4条 特措法に基づく緊急事態宣言の効力が発生した令和2年4月7日以降に新型コロナウイルス感染症感染患者が発生した案件とし、この要綱の施行日以降に第2条及び第3条の規定をすべて満たした案件を対象とする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、1事業所あたり100万円とする。

2 前項の事業所とは、1区画を占めて経済活動を行っている場所をいう。なお、1構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として1事業所とし、1構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを1事業所とする。

(申請)

第6条 対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、千葉市クラスター防止協力金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 営業実態が確認できる書類

2 市長は、給付金の支給予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、給付金支給申請の受付を終了することができる。

(決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を調査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、千葉市クラスター防止協力金支給決定(却下)兼額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により給付金の支給決定を受けた者は、千葉市クラスター防止協力金支給請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(支払)

第9条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、請求書の内容を確認のうえ、適当と認めるときは、原則として請求のあった日から10営業日程度までに口座振込により給付金を支払うものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により給付金の支給決定を受けた者がある場合は、当該支給決定を取消すとともに、既に給付金の支払を完了しているときは、その者に対して、当該給付金の額の全部又は一部に相当する金額の返還を請求することができる。

(支給台帳)

第11条 市長は、千葉県クラスター防止協力金支給台帳(様式第5号)を作成して、給付金の支給の状況について記帳し、整理するものとする。

(関係部署との連携)

第12条 市長は、給付金の支給を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

(添付書類の省略)

第13条 市長は、この要綱に定める申請書又は届出書に添えて提出する書類により証明すべき事実を関係部署からの情報提供等によって確認することができるときは、当該書類の全部又は一部を省略させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

千葉市クラスター防止協力金支給申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

法 人 名

代表者名

㊟

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市クラスター防止協力金支給要綱第6条の規定により、千葉市クラスター防止協力金を受給したいので、次のとおり申請します。

対象となる事業所	
対象となる事業所の種類	
対象となる事業所の住所	
担 当 者 名	
連 絡 先	
添 付 書 類	(営業実態が確認できる書類)

誓 約 書

年 月 日

（あて先）千葉市長

住 所

法 人 名

代表者名

Ⓔ

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

千葉市クラスター防止協力金支給申請に関し、以下に掲げる全ての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

1 次のいずれかに該当する者でないこと。

- （1）役員等（非常勤を含む役員・監査役及び支配人並びに営業所の代表者、及び市との取引上の一切の権限を委任された代理人（以下「役員等」という。））が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は、暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- （3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- （4）役員等が、暴力団や暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持や運営に協力又は関与していると認められる者。
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

2 役員等に、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。

3 第1項及び前項に該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けること。また、該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、千葉市が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、支給の決定を取り消されても、何ら異議の申し立てを行わないこと。

4 本誓約書を千葉県警察に提供することに同意すること。

様式第3号（第7条関係）

千葉市クラスター防止協力金支給決定（却下）兼額確定通知書

第 号
年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあった千葉市クラスター防止協力金について、次のとおり決定（却下）したので千葉市クラスター防止協力金支給要綱第7条の規定により通知します。

受付番号	号	対象となる 事業所	
可	支給額		1,000,000円
否	却下理由		
注意事項	虚偽の申請その他不正な行為により給付金の支給決定や支払いを受けたときは、返還を求める場合があります。		

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

千葉県クラスター防止協力金支給請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

請求者 住 所

法 人 名

代表者名

㊞

※申請者（法人にあたってはその代表者）が自署しない場合は、
記名押印すること。

年 月 日付で支給決定のあった千葉県クラスター防止協力金について、千葉県クラスター防止協力金支給要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

対象となる事業所		
請求金額		1,000,000円
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	

